

令和5年度第1回

学校運営協議会

令和5年6月1日(木)



春の遠足



生活科観察



避難訓練 (地震)

横須賀市立野比小学校



【本日のプログラム】

1. 校内参観 (13:30～)
2. 学校運営協議会 (14:00～)
 - ①学校運営協議会について
 - ②学校教育目標・学校経営方針・学校テーマについて
 - ③主な行事予定と教育課程について
 - ④児童指導と支援教育について
 - ⑤校内研究と学力向上について
 - ⑥安全指導・防災について
 - ⑦保健指導と感染症対策について
3. 運営協議会委員のみなさまより
4. その他・事務連絡 (15:00 終了予定)

横須賀市立学校に設置する学校運営協議会の運営等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横須賀市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（以下「設置規則」という。）第16条の規定に基づき、横須賀市立学校に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営その他協議会に関し、必要な事項を定める。

(委員の任命)

第2条 対象学校の校長（以下「校長」という。）は、設置規則第5条第2項及び同条第3項の規定に基づき、協議会の委員（以下「委員」という。）を推薦する場合は、学校運営協議会委員推薦書（第1号様式）を教育委員会に提出する。

2 教育委員会は、前項の規定により推薦された者を委員に委嘱又は任命するときは、委員に対して委嘱（任命）状を交付する。

(協議会の具体的な役割)

第3条 協議会は、設置規則第11条の規定に基づき、基本的な方針の承認を行い、学校及び校長と目指す目標を共有する。

2 協議会は、設置規則第12条の規定に基づき、前項によって共有された目標の実現に向かって熟議を重ねる。

(学校運営に関する意見の申出)

第4条 設置規則第13条の規定により協議会から教育委員会への意見の申出を行うときは、学校運営協議会意見申出書（第2号様式）により行うものとする。

2 前項の意見の内容にかかる教育委員会の所管課長は、当該意見に対し、校長を経由して、当該協議会に対して回答する。

(委員の辞職又は辞任等)

第5条 委員(校長を除く。)が任期の途中で辞職又は辞任しようとするときは、学校運営協議会委員辞任届（第3号様式）により校長を経由して教育委員会に申し出るものとする。

2 教育委員会は、前項に規定する申出を受理し委嘱又は任命を解こうとするときは、学校運営協議会委員解任通知書（第4号様式）により校長を経由して当該委員に交付する。

(会議の運営等)

第6条 会長は、協議会の会議を、計画的に企画し、開催する。

2 会議の開催時間は、教職員の勤務時間内を原則とする。

3 会長は、設置規則第9条第4項の規定により、協議会の会議に必要なときは、教職員や児童生徒、専門的事項に関し学識経験を有する者、教育委員会事務局職員やその他の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

4 会長は、近隣の学校の学校運営協議会との合同開催など、目的に応じた柔軟な方法で会議を開催することができる。

(地域への情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるように、協議の結果に関する情報を積極的に周知するよう努める。

(報酬)

第8条 委員の基本報酬は年額8,000円とする。

2 委員が年の中途で委嘱、又は任命され、若しくは辞職又は辞任した場合の報酬額は月割りにより計算する。

3 委員は、報酬を受け取ることができない事情がある場合は、報酬辞退届(第5号様式)を教育委員会に提出することができる。

(提出書類)

第9条 校長は、年度初めに学校運営協議会活動計画書(第6号様式)を作成し、教育委員会に提出する。

2 校長は、年度末に学校運営協議会活動状況報告書(第7号様式)を作成し、教育委員会に提出する

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、校長が作成し、協議会の同意を得て会長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

令和5年(2023年)4月14日

保護者のみなさまへ

横須賀市立野比小学校

校長 田島 信幸

暴風警報発令時等における児童の安全確保について

日頃より本校の教育活動にご理解とご支援をいただき、感謝申し上げます。

さて、横須賀市立の小学校・中学校・高等学校は、横須賀市教育委員会との協議により、暴風警報及び特別警報発令時等に、次のように対応することが決まっています。

本校におきましても児童の安全確保のために、次のとおりの措置をとらせていただきます。ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

【登校時の判断】(『マチコミメール』にてお知らせいたします)

1. 横須賀市を含む地域に「暴風警報」または、「特別警報」が午前6時の時点で発令継続中の場合は、当日は臨時休業とします。また、午前6時から登校時刻である午前8時15分までの間に「暴風・特別警報」が発令された場合も同じく臨時休業とします。なお、臨時休業措置は、当日一日を意味しますので、途中で天候が回復しても変更は致しません。
2. 「暴風・特別警報」を伴わない「大雨警報」、「大雪警報」やその他の警報の場合は、状況により臨時休業の判断を学校で行う場合もあります。

なお、学校としての判断の他に安全上の配慮からご家庭で自宅待機の判断をされ欠席する場合は、必ず学校にその旨をご連絡ください。この場合は、欠席扱いとは致しません。

【登校後に暴風警報・特別警報が発令された場合】(『マチコミメール』にてお知らせいたします)

1. 登校後に「暴風・特別警報」が発令された場合は、学校が状況判断を行い、授業時間を繰り上げ、安全なうちに児童を下校させたり、反対に学校待機をさせる等の安全措置をとります。
2. 「暴風・特別警報」を伴わないその他の警報が発令された場合も学校が判断を行い、上記と同様の措置をとる場合があります。
3. 状況により保護者による引き取り下校とする場合もあります。引き取り下校の詳細については、後日改めてお知らせいたします。

*このプリントは、見やすいところに掲示をお願いします。

～学校教育目標～

豊かな心と自ら学ぶ力を身につけ、たくましく生きるのびっ子の育成

- | | |
|--------------------------------|------------------------------|
| <input type="radio"/> 命を大切にする子 | <input type="radio"/> やさしい子 |
| <input type="radio"/> 考える子 | <input type="radio"/> たくましい子 |

お問合せ先

教頭 小野 可恵
横須賀市立野比小学校
TEL 849-7566
FAX 849-7814

令和5年度 野比小学校 学校運営協議会(案)

〈今後の予定〉

1. 6月1日(木) 14:00~15:30

(13:35~13:55 授業参観)

2. 7月13日(木) 14:00~15:30

(13:35~13:55 授業参観)

3. 11月3日(祝・金) 運動会終了後 11:45~12:15

雨天予備日11月6日(月)

4. 2月29日(木) 11:30~12:15

(10:40~11:25「6年生を送る会」参観)

※ 授業参観並びに「6年生を送る会」参観も予定しています。

ご希望される方はどうぞおいでください。

